

医療トレーサビリティ推進協議会 設立趣意書

我が国における医療サービスは、医師をはじめ医療に関わる様々な関係者の努力により、その質が維持されてきました。しかしその一方で、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、国や地方の財政的負担の更なる増加は避けられない状況にあります。そうした中、近年、医療現場における業務量の増加・人手の不足を背景とした医療事故や、国内外の規制環境の変化を背景とした偽造薬流通の問題が発生するなど、医療サービスの質の低下が懸念されています。

われわれは、医療現場で利用される医薬品、医療機器、医療材料等の製造、流通から処方、廃棄に至るライフサイクル全体について、今こそ、患者や利用者の安心と安全を確保し新たな価値を創出する仕組みが求められているのではないかと考え、我が国における医療分野のトレーサビリティを確立することを目的として、本協議会を設立することとしました。

医療分野におけるトレーサビリティとは、製造・流通から処方の過程を経て患者や利用者へ供される医薬品、医療機器等にかかる積極的な情報開示であり、患者や利用者への透明性を保障すると共に、アカウントビリティが求められます。

医療トレーサビリティを実現することで、患者や利用者の安全・安心、医療現場の負担軽減や効率化、在庫管理をはじめ資源配置の適正化のみならず、業務高度化によるアウトカムの向上、メーカーや卸、行政機関等にとってもデータに基づく新たな医療サービスの可能性を拡大するものと考えています。

本協議会は、上記の目的を達成するため、医療分野におけるトレーサビリティに係る情報を関係者が適切かつ円滑に共有し相互に活用することができる横断的なサービスの共通プラットフォームを構築するとともに、その実現に必要な様々な標準化および普及、利用拡大を目指していきます。

平成30年6月7日